

(7) 引上げ分の地方消費税交付金の使途内訳

引上げ分の地方消費税収は「社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。

そのため、一般会計の歳出において、下表のとおり地方消費税交付金の消費税率引上げによる増収額を以下の社会保障経費に活用している。

(単位：千円)

	対象経費	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
			社会保障財源化分の活用額	その他
社会福祉分野	27,977,162	17,049,370	2,062,450	8,865,342
高齢者福祉事業	592,639	286,663	57,748	248,228
児童福祉事業	15,651,970	8,841,763	1,285,320	5,524,887
障害者福祉事業	8,109,198	5,359,446	518,973	2,230,779
生活保護／生活困窮者支援事業 ／ユニバーサル就労推進事業	3,623,355	2,561,498	200,409	861,448
社会保険分野	7,227,727	1,403,693	1,099,195	4,724,839
国民健康保険事業	1,482,574	879,277	113,863	489,434
後期高齢者医療事業	2,738,541	383,008	444,570	1,910,963
介護保険事業	3,006,612	141,408	540,762	2,324,442
保健衛生分野	1,680,156	46,209	308,382	1,325,565
予防接種事業	951,717	5,636	178,558	767,523
保健活動事業	689,681	39,601	122,692	527,388
指定難病等対策事業	38,758	972	7,132	30,654
計	36,885,045	18,499,272	3,470,027	14,915,746

<参考>

(単位：千円)

	決算額
地方消費税交付金	6,368,778
うち社会保障財源化分（税率引上げによる増収額）	3,470,027